



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年4月28日金曜日 第1755号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	357
施術機関の指定.....	357
指定医療機関の名称の変更.....	358
指定医療機関の廃止の届出.....	358
指定医療機関の辞退.....	358
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	358
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	358
介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定.....	359
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	359
介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定.....	360
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（2件）.....	360
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	361
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	361
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	361
指定身体障害者療護施設の指定.....	362
指定居宅支援事業の廃止.....	362
指定身体障害者更生施設の指定の辞退.....	362
指定知的障害者更生施設の指定の辞退.....	362
指定知的障害者更生施設の指定.....	362
土地改良事業の工事完了の届出（5件）.....	363
保安林の指定施業要件の変更予定.....	363
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	364
建設業者の許可の取消し.....	364
愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正.....	365
愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正.....	365
道路の区域変更（県道岩城環状線）.....	366
道路の供用開始（ " ）.....	366

公 告

争議行為の通知の公表.....	366
愛媛県酪農・肉用牛生産近代化計画の公表.....	366

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	366
消防学校、健康増進センター、病虫害防除所、食肉衛生検査センター、花き総合指導センター、畜産試験場、農業試験場、えひめ学園、新居浜高等技術専門学校、今治高等技術専門学校、繊維産業試験場、紙産業研究センター、看護専門学校、東予児童相談所、養鶏試験場.....	367
松山工業高等学校、松山商業高等学校、大洲高等学校、大洲農業高等学校、川之石高等学校、三崎高等学校、宇和高等学校、野村高等学校、松山聾学校、宇和聾学校、第一養護学校、第二養護学校、第三養護学校、松山西中学校・松山西高等学校、松山北高等学校、松山南高等学校、松山東高等学校、美術館、図書館、博物館、長浜高等学校、東温高等学校、松山中央高等学校、内子高等学校、八幡浜教育事務所、八幡浜工業高等学校、八幡浜高等学校、北条高等学校、松山盲学校、歴史文化博物館、宇和養護学校、三瓶高等学校、三島高等学校、土居高等学校、新居浜東高等学校、新居浜西高等学校、新居浜商業高等学校、西条高等学校、小松高等学校、東予	

高等学校、丹原高等学校、今治西高等学校、今治南高等学校、今治北高等学校、今治教育事務所、今治工業高等学校、川之江高等学校、新居浜工業高等学校、新居浜南高等学校、今治養護学校、今治東中学校・今治東高等学校、西条農業高等学校、西条教育事務所、総合科学博物館..... 367

大洲警察署、松山南警察署、八幡浜警察署、西予警察署、今治警察署、四国中央警察署、新居浜警察署、西条西警察署、西条警察署..... 368

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 368

告 示

○愛媛県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
久万高原町国民健康保険面河診療所前組出張所	久万高原町	上浮穴郡久万高原町前組1774番地	平成16年8月1日
かまくら歯科クリニック	鎌倉 聡	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成18年4月1日
ますだクリニック	増田 潤	宇和島市伊吹町字シツソウ甲1155-7	平成18年4月1日
なかの泌尿器科	中野 吉朗	八幡浜市保内町喜木1番耕地240番地1	平成18年4月1日
東若宮中川脳神経外科クリニック	中川 孝	大洲市東若宮8番地7	平成18年4月1日
中央歯科クリニック	藤原 和久	四国中央市中曽根町39-1	平成18年4月1日

○愛媛県告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
うえかわ針灸マッサージ治療院	上川 利勝	東温市田窪2054-8	平成18年4月7日

○愛媛県告示第 665 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
浦部医院	浦部医院内科・皮フ科	医療法人浦部医院	西条市小松町新屋敷甲1377 - 1	平成18年1月1日

○愛媛県告示第 666 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
新野外科胃腸科 医院	新 野 和 夫	八幡浜市松柏字京田99 9	平成16年 5月14日
清 水 医 院	清 水 資 明	八幡浜市日土町1 - 25 3	平成17年 10月1日

○愛媛県告示第 667 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞退 年月日
浜 口 医 院	医療法人 沢近会浜口医院	南宇和郡愛南町城辺甲 347番地2	平成18年 5月10日

○愛媛県告示第 668 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護事業者） の名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
今治立花農業協同組合	今治市北鳥生町三丁目3番 14号	J A今治立花デイサービス センター	今治市立花町四丁目5番26 号	平成18年3月31日
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番1	おるde新町デイサービス センター	八幡浜市字新町272番1	平成18年4月1日
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番1	おるde新町短期入所生活 介護事業所	八幡浜市字新町272番1	平成18年4月1日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目 4番23号	J Aうまデイサービスセン ターあつたか荘	四国中央市妻鳥町1525番地	平成18年3月1日
有限会社アクティブライフ	今治市阿方甲1317番地1	アクティブライフデュー サービスハウス夢	今治市阿方甲183 - 1	平成18年4月6日
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2 - 1	ラポールデイサービス	宇和島市新町1 - 4 - 10	平成18年4月4日

○愛媛県告示第 669 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
今治立花農業協同組合	今治市北鳥生町三丁目3番14号	J A今治立花居宅介護支援事業所	今治市立花町四丁目5番26号	平成18年3月31日

○愛媛県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ホームケア・アベ	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	ホームケア・アベ福祉用具貸与事業所	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成18年4月1日
有限会社南予医科学器械販売	宇和島市宮下甲1305番地	有限会社南予医科学器械販売	宇和島市宮下甲1305番地	平成18年4月3日

○愛媛県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	ヘルパーステーション瀬戸あいじゅ	西宇和郡伊方町川之浜594番地	平成18年4月1日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	ショートステイ瀬戸あいじゅ	西宇和郡伊方町川之浜594番地	平成18年4月1日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	デイサービスセンター瀬戸あいじゅ	西宇和郡伊方町川之浜594番地	平成18年4月1日
社会福祉法人ことぶき会	八幡浜市向灘229-18	ホームヘルプことぶき荘	八幡浜市向灘229-18	平成18年4月1日
社会福祉法人ことぶき会	八幡浜市向灘229-18	デイサービスセンターことぶき荘	八幡浜市向灘229-18	平成18年4月1日
社会福祉法人ことぶき会	八幡浜市向灘229-18	ショートステイことぶき荘	八幡浜市向灘229-18	平成18年4月1日
社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市松柏乙1101番地	平成18年4月1日
社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	社協訪問入浴サービス	八幡浜市松柏乙1101番地	平成18年4月1日
社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	湯島の里	八幡浜市五反田1番耕地806番地	平成18年4月1日
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番1	おるde新町デイサービスセンター	八幡浜市字新町272番1	平成18年4月1日

株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番 1	おる d e 新町短期入所生活介護事業所	八幡浜市字新町272番 1	平成18年 4月 1日
医療法人広仁会	八幡浜市1280 - 9	ひろせ訪問看護ステーション	八幡浜市1280 - 9	平成18年 4月 3日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田 1 番耕地1046番地 1	医療法人青峰会真網代くじらりハビリテーション病院	八幡浜市真網代甲229 - 5	平成18年 4月 1日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025 - 3	株式会社トーカイ宇和島出張所	宇和島市保手二丁目 7 - 16	平成18年 4月 1日
有限会社南予医科学器械販売	宇和島市宮下甲1305番地	有限会社南予医科学器械販売	宇和島市宮下甲1305番地	平成18年 4月 3日
社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	社協ヘルパーステーション保内	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地124番地 1	平成18年 4月 1日
社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	保内町デイサービスセンター	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地124番地 1	平成18年 4月 1日
社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	湯島デイサービスセンター	八幡浜市五反田 1 番耕地806番地	平成18年 4月 1日
社会福祉法人白寿会	松山市天山二丁目 5 番 5 号	訪問看護ステーション西安	八幡浜市大平 1 番耕地870番地 2	平成18年 4月 5日
社会福祉法人白寿会	松山市天山二丁目 5 番 5 号	指定訪問リハビリステーション西安	八幡浜市大平 1 番耕地870番地 2	平成18年 4月 5日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田 1 - 1046 - 1	医療法人青峰会チヨダクリニック	八幡浜市川通り1455番地22	平成18年 4月12日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田 1 - 1046 - 1	チヨダデイサービス	八幡浜市川通り1455番地22	平成18年 4月12日
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社大洲事業所	大洲市菅田町菅田字山城戸甲934	平成18年 4月 8日
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	デイサービスセンターゆう大洲	大洲市菅田町菅田字山城戸甲934	平成18年 4月 8日

○愛媛県告示第 672 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成18年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社南予医科学器械販売	宇和島市宮下甲1305番地	有限会社南予医科学器械販売	宇和島市宮下甲1305番地	平成18年 4月 3日

○愛媛県告示第 673 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成18年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人弘仁会	西条市三津屋南9 - 10	(变更后) ケアプランセンターあすか	西条市丹原町古田167 - 1	平成17年12月1日
		(变更前) 丹原町在宅介護支援センター		

○愛媛県告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社大洲事業所	(变更后) 大洲市菅田町菅田字山城戸甲934	平成18年1月31日
			(变更前) 大洲市若宮467番地11	

○愛媛県告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社大洲事業所	(变更后) 大洲市菅田町菅田字山城戸甲934	平成18年1月31日
			(变更前) 大洲市若宮467番地11	

○愛媛県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
井石澄雄	新居浜市西原町一丁目1 - 65	井石内科医院	新居浜市西原町一丁目1 - 65	平成13年2月24日

○愛媛県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
井石澄雄	新居浜市西原町一丁目1-65	井石内科医院	新居浜市西原町一丁目1-65	平成13年2月24日

○愛媛県告示第678号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の規定により、次のとおり指定身体障害者療護施設を指定した。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定身体障害者療護施設の設置者			サービスの種類	指定身体障害者療護施設		指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100220413	愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町二丁目12番地11	矢野順意	身体障害者療護施設	松前清流園	伊予郡松前町大間686番地	平成18年4月1日

○愛媛県告示第679号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100047139	愛媛県	松山市一番町四丁目4番地2	加戸守行	身体障害者短期入所	愛媛県立松前清流園	伊予郡松前町大間686番地	平成18年3月31日

○愛媛県告示第680号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の29の規定により、次のとおり指定身体障害者更生施設の指定の辞退があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定身体障害者更生施設等の設置者			サービスの種類	辞退に係る指定身体障害者更生施設等		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100047410	愛媛県	松山市一番町四丁目4番地2	加戸守行	身体障害者療護施設	愛媛県立松前清流園	伊予郡松前町大間686番地	平成18年3月31日

○愛媛県告示第681号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の29の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設の指定の辞退があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定知的障害者更生施設等の設置者			サービスの種類	辞退に係る指定知的障害者更生施設等		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200096317	愛媛県	松山市一番町四丁目4番地2	加戸守行	知的障害者入所更生施設	愛媛県立重信清愛園	東温市田窪2137番地	平成18年3月31日

○愛媛県告示第682号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設を指定した

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定知的障害者更生施設の設置者			サービスの種類	指定知的障害者更生施設		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200249312	愛媛県社会福祉事業 団	松山市道後町二丁目 12番地11	矢 野 順 意	知的障害者更 生施設	重信清愛園	東温市田窪2137番地	平成18年 4月1日

○愛媛県告示第 683 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、東温市樋口土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ 区画整理）	日吉谷地区	平成18年2月20日

○愛媛県告示第 684 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ かんがい排水）	伊賀分地区	平成18年3月10日

○愛媛県告示第 685 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ かんがい排水）	曲里地区	平成18年3月24日

○愛媛県告示第 686 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ かんがい排水）	門田地区	平成18年2月10日

○愛媛県告示第 687 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ かんがい排水）	二及地区	平成18年2月15日

○愛媛県告示第 688 号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
今治市玉川町木地字一ノゴ辛1の6、辛1の7、辛6の1、辛6の4、辛6の5、辛6の11、辛6の14、辛6の16、字ユノ谷辛2の3、辛2の6、辛2の8、辛14の16、辛14の23、辛14の27、辛14の28、辛14の31、辛14の32、字子コ谷辛3の1、字マル山辛4の1、辛4の2、辛4の15、辛10の1、辛10の2、字コマシコエ辛9の1、字マツワ口辛9の2、字ゴヲノ谷辛12の2、字坊城ノ向辛16の6、辛16の11、字松尾口辛17、辛18の1、辛18の2、辛18の9、辛18の11、辛65の1、字ボウシ口辛19の1、辛19の4、辛19の6、辛20、字子シ畑辛21の1、辛21の2、辛22の1、辛22の2、辛22の5、字松ヲ谷辛25の16、辛25の19、辛25の24から辛25の26まで、字ヒル谷辛28の8、字明神下辛32の1、辛32の3、辛33の12、辛33の29、字大ミゾ宮ノ谷辛36の36、辛37の3、字大ミゾ辛37の19、字大サコ辛39の1、辛39の2、辛39の8、辛39の12、辛39の13、字チャセンボワル谷辛40の1、辛40の2、辛40の5、辛40の7、辛40の8、字ケヤケ山辛41の2、字石原畑辛42の1、辛42の4、辛42の6、辛42の10、辛42の15、辛42の16、辛42の19、辛42の27、字ドロボヤシキ辛43、字コタマゴ辛50の11、辛50の15、辛50の20、辛50の21、辛51の1、辛53、辛56、字

ケスケ谷辛54の1から辛54の6まで、辛54の14、辛54の15、辛54の22から辛54の24まで、辛54の27から辛54の31まで、辛54の35から辛54の38まで、辛54の40、辛54の42、辛54の48、辛54の58、辛54の60、辛54の62、辛54の70、字インゴヤ辛55の1、辛55の3、辛55の8、辛55の14、辛55の19から辛55の21まで、辛55の23、辛55の24、辛55の26、辛55の28、辛55の29、辛55の31、辛55の32、辛55の35から辛55の37まで、辛55の40、辛55の41、辛55の43、辛55の44、辛55の48、辛55の52、辛55の54、辛55の55、辛55の58、辛55の61、辛55の62、辛55の67、辛55の68、辛55の70、辛55の72、辛55の73、辛55の76から辛55の78まで、辛55の80から辛55の82まで、辛55の84、辛55の87、辛55の91、辛55の98から辛55の100まで、辛55の116、辛55の120、辛55の121、辛55の124、字イシハラ谷辛57の1から辛57の9まで、辛57の11から辛57の18まで、辛57の22、辛57の23、辛57の26から辛57の28まで、辛57の30、辛57の31、辛57の33、辛57の34、辛57の36から辛57の43まで、辛57の45から辛57の48まで、辛57の51、辛57の53、辛57の54、辛57の56、辛57の57、辛57の59から辛57の66まで、辛57の69、辛57の70、辛57の72、辛57の74、辛57の78から辛57の82まで、辛57の84、辛57の85、辛57の92から辛57の95まで、辛57の97、辛57の99から辛57の102まで、辛57の104から辛57の108まで、字コタマゴ篠成辛63の2、辛63の3、辛63の5、辛63の7、辛63の12、辛63の15、辛63の20、辛63の26、辛63の28、辛63の30、辛63の31、字長尾口松尾辛64の3、字フ子辛67の1、辛86の1、字奉公人ゴヤ辛70の2、字長尾コヲカ谷辛71の4、字コタマゴ谷辛73の1、辛73の5、辛73の9、辛73の16、辛73の18、辛73の20、辛73の22から辛73の28まで、辛73の31、辛73の45、辛73の47、辛73の57から辛73の59まで、辛73の62から辛73の65まで、辛73の72、辛73の74、辛73の76、辛73の78、辛73の81から辛73の87まで、辛73の89から辛73の94まで、辛73の98、辛73の99、字ヨコグラ辛75の7、辛75の8、辛75の10、辛75の20、辛76の1、字竹カ成辛77の1、字ホドロ辛79の1、辛79の3、辛82の4、字ケスケ辛83の1、辛83の3、字ゴンベ谷辛87の1、字ヨコクラ辛88の1、辛88の4、辛88の6から辛88の9まで、辛88の11、辛88の12、辛88の14から辛88の17まで、辛88の24、辛88の26、辛88の27、辛88の48、玉川町鈍川字大サコ庚668の1、庚668の8、字下日浦庚680の1、

字日浦庚684、庚686の2、庚692、庚697の1、庚697の6から庚697の8まで、字佛ヶ峠庚698の6、庚698の7、字アタラノ上庚701の1から庚701の3まで、字白石庚703の1、庚703の2、庚703の7から庚703の13まで、字菰川庚711、字相ノ山左右庚713の1、庚713の2、庚713の8、字日ウラ向庚716の1、庚716の2、庚716の4、庚716の5、庚718から庚720まで、庚722、字日浦岩スシ庚726の1、庚726の2、字スス畑庚727の1、庚727の2、字九郎平ヤシキ庚728、字スヘリガ尾左谷庚730の1、庚730の2、庚730の6、庚730の8、字鋪巻山庚730の3、庚730の4、字ソウセ庚731、字ヒヒ谷庚732の1、字ヒリ谷庚732の2、字カケ谷庚734、字シシヲチ庚743の1、庚743の115から庚743の19まで

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 689 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成18年 4月28日から 5月12日まで

○愛媛県告示第 690 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成18年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(特 - 16) 第1188号	平成16年 11月1日	福森工業(株)	大鍋 直幸	喜多郡内子町本川2985	平成18年 3月1日	大工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロッ ク工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

(般 - 14)第1393号	平成14年 8月19日	東建設(株)	大本 良臣	西条市三芳668 - 5	平成18年 3月1日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 16)第2926号	平成17年 3月7日	(有)栄光土木	兵頭 勇	松山市生石町649 - 11	平成18年 3月1日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 15)第15295号	平成15年 4月28日	センコーホーム松山(株)	新野 頼正	松山市小坂5 - 7 - 10	平成18年 3月3日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特 - 13)第544号	平成14年 1月11日	(株)国広組	国広 昌輝	西条市丹原町北田野20 1	平成18年 3月6日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13)第3809号	平成13年 3月15日	日田建設	日田 忍	八幡浜市松柏丙806	平成18年 3月6日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第15260号	平成15年 3月5日	(有)ビッグフット・ビル ド	若木 史彦	松山市中須賀2 - 1 - 27	平成18年 3月6日	大工工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 12)第3163号	平成13年 2月22日	(株)矢野建設	矢野 茂	喜多郡内子町城廻205	平成18年 3月7日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第4154号	平成13年 9月10日	三並建工	三並 勝美	新居浜市西の土居町1 - 4 - 30	平成18年 3月7日	建築工事業 とび・土工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(特 - 14)第1167号	平成14年 5月9日	(株)西川組	田淵昭二郎	松山市三津3 - 4 - 21	平成18年 3月8日	土木工事業 とび・土工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第15571号	平成16年 6月21日	姫乃坂建築事務所	山内 明	松山市姫原2 - 7 - 33	平成18年 3月8日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 13)第7622号	平成13年 5月13日	(有)渡部興産	渡部 正	東温市志津川1791 - 1	平成18年 3月9日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13)第59号	平成13年 6月26日	殿川建設	殿川善一郎	今治市山路町1 - 3 - 38	平成18年 3月14日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第4612号	平成14年 4月26日	吉見建築	吉見 義広	西予市野村町野村6 - 185	平成18年 3月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第9737号	平成17年 2月6日	大塚衛生設備	大塚サヨ子	伊予郡松前町大字筒井 1060	平成18年 3月22日	管工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般 - 17)第13095号	平成17年 7月12日	松井建築	松井 隆司	西条市喜多川825 - 23	平成18年 3月28日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 14)第912号	平成14年 5月21日	藤原工務店	藤原 庄三	松山市上市2 - 6 - 17	平成18年 3月29日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第289号	平成13年 10月27日	(有)中川建設	中川 六郎	南宇和郡愛南町柏1396 - 1	平成18年 3月30日	土木工事業 とび・土工事業 管工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第5105号	平成17年 3月22日	愛媛ビルメン(株)	米岡 弘文	松山市勝山町1 - 19 - 3	平成18年 3月30日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第6985号	平成14年 11月24日	沖建設(有)	沖 保	西予市野村町平野30	平成18年 3月31日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 691 号

愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)の一部を次のように改正し、平成18年5月1日から施行する。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

第5条第2項中「営業」を「事業」に改める。

様式第4号中「営業の」を「事業の」に、「営業譲渡等」を「事業の譲渡等」に改める。

○愛媛県告示第 692 号

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号)の一部を次のように改正し、平成18年5月1日から施行する。

この告示の際現に改正前の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第2号の規定により提出されている経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書は、改正後の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第2号の規定により提出された経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書とみなす。

平成18年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

様式第2号中「資 名」を「資 名 に改める。
合 」

○愛媛県告示第 693 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5748番 2 地先から 同町岩城5777番 2 地先まで	旧	メートル 7.0~20.0	キロメートル 0.053	
			新	11.0~20.0	0.053	

○愛媛県告示第 694 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5748番 2 地先から 同町岩城5777番 2 地先まで	平成18年 4月28日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

瀬戸内海交通労働組合執行委員長渡辺徳保から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成18年 4月17日あったので公表する。

平成18年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成18年度賃金引き上げ・年間臨時給
- 2 日時 平成18年 5月 8 日午前零時以降、本件が完全解決に至るまでの間
- 3 場所 瀬戸内海交通株式会社の経営する自動車路線（今治市）及びこれに関連する場所又は職場
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為、並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

愛媛県酪農・肉用牛生産近代化計画の公表について

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第 182 号）第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき、愛媛県酪農・肉用牛生産近代化計画を作成した。

この計画書の写しは、農林水産部農業振興局畜産課及び各家畜保健衛生所において縦覧に供する。

平成18年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

監 査 公 表

○公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年 4月28日

愛媛県監査委員	吉 久 宏
同	壺 内 紘 光
同	玉 井 実 雄
同	竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
経 営 支 援 課	平成17年10月11日

（監査の結果）

- 1 商業基盤等施設整備事業費補助金において、補助金交付団体が行った契約手続に適切を欠くものが見受けられた。
今後は、補助事業が適正に執行されるよう、補助金交付団体に対して一層の指導監督の強化に努められたい。
- 2 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、施設共同化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

（措置の内容）

- 1 平成17年度の商業基盤等施設整備事業において、契約事務、工事執行など補助事業の全般にわたって、県に準じた事業執行が執り行われるよう指導監督の強化に努めたところである。
- 2 高度化資金貸付金償還金は、消滅時効が完成したため、平成18年 3月に未収金 3,877,835円の不納欠損処理を行った。

施設共同化資金貸付金償還金については、貸付先の組合が既に解散しており、貸付主体の独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が平成15年度に担保物権の処分を行い一部回収（332,165円）したが、その後回収できず9,322,779円は残ったままとなっている。今後とも中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、平成16年度末の滞納繰越額は2組合132,538,549円であったが、平成17年度には、このうち2,686,999円を回収できた。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

設備近代化資金貸付金償還金については、平成16年度末の収入未済分は7企業34,688,998円であったが、経営支援課及び各地方局担当職員により、当該企業の現状把握を行うとともに、分割納入等による徴収等に努めた結果、平成17年度には、このうち600,000円を回収できた。今後とも各地方局と連携を図りながら債権管理に努めたい。

○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年4月28日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
消 防 学 校	平成18年1月6日
健 康 増 進 セ ン タ ー	"
病 害 虫 防 除 所	"
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	平成18年1月16日
花 き 総 合 指 導 セ ン タ ー	平成18年1月17日
畜 産 試 験 場	平成18年1月23日
農 業 試 験 場	平成18年1月26日
え ひ め 学 園	平成18年2月3日
新 居 浜 高 等 技 術 専 門 校	"
今 治 高 等 技 術 専 門 校	"
繊 維 産 業 試 験 場	平成18年2月7日
紙 産 業 研 究 セ ン タ ー	"
看 護 専 門 学 校	"
東 予 児 童 相 談 所	平成18年2月15日
養 鶏 試 験 場	"

（監査の結果）

平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

収入未済額	現年分	滞納繰越分	計	備考
17年度	1,837,690	11,403,310	13,241,000	平成17年12月31日現在 （対前年同）
16年度	2,191,050	10,827,110	13,018,160	

差引増減	353,360	576,200	222,840	月比)
（東予児童相談所）				

○公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年4月28日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 工 業 高 等 学 校	平成18年1月6日
松 山 商 業 高 等 学 校	"
大 洲 高 等 学 校	"
大 洲 農 業 高 等 学 校	"
川 之 石 高 等 学 校	"
三 崎 高 等 学 校	"
宇 和 高 等 学 校	"
野 村 高 等 学 校	"
松 山 聾 学 校	"
宇 和 聾 学 校	"
第 一 養 護 学 校	"
第 二 養 護 学 校	"
第 三 養 護 学 校	"
松山西中学校・松山西高等学校	平成18年1月13日
松 山 北 高 等 学 校	"
松 山 南 高 等 学 校	"
松 山 東 高 等 学 校	"
美 術 館	"
図 書 館	"
博 物 館	"
長 浜 高 等 学 校	平成18年1月16日
東 温 高 等 学 校	平成18年1月17日
松 山 中 央 高 等 学 校	"
内 子 高 等 学 校	平成18年1月23日
八 幡 浜 教 育 事 務 所	"
八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	"
八 幡 浜 高 等 学 校	"
北 条 高 等 学 校	平成18年1月26日
松 山 盲 学 校	"
歴 史 文 化 博 物 館	"
宇 和 養 護 学 校	"
三 瓶 高 等 学 校	"
三 島 高 等 学 校	平成18年2月3日
土 居 高 等 学 校	"

新居浜東高等学校	”
新居浜西高等学校	”
新居浜商業高等学校	”
西条高等学校	”
小松高等学校	”
東予高等学校	”
丹原高等学校	”
今治西高等学校	”
今治南高等学校	”
今治北高等学校	”
今治教育事務所	平成18年2月7日
今治工業高等学校	”
川之江高等学校	”
新居浜工業高等学校	平成18年2月15日
新居浜南高等学校	”
今治養護学校	”
今治東中学校・今治東高等学校	”
西条農業高等学校	平成18年2月17日
西条教育事務所	”
総合科学博物館	”

(監査の結果)

平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

授業料については、納期限内の収入確保に努められたい。

区 分	収入未済額	備考
平成17年11月30日現在	1,144,950	
平成18年1月18日(予備監査日)現在	567,000	

(今治工業高等学校)

西条西警察署	”
西条警察署	平成18年2月17日

(監査の結果)
平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 153

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月28日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 - 16)の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の部職の欄中「主査(秘書係に属する者に限る。)」を削り、同表知事部局の部本庁の項同欄中「事業管理統括監」を「えひめブランド推進統括監」に改め、「事業管理監」を削り、「えひめブランド推進監」の下に「高速道路推進監」を、「所長」の下に「構造改革班長」を加え、「共済係長」を「人事課職員厚生室共済係長」に改め、「予算第一係長 予算第二係長 予算第三係長 予算第四係長 予算第五係長」及び「主査(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力開発係、行政調査係、給与係及び法令係に属するものに限る。)」を削り、同部出先機関の項地方局本局の目同欄中「新まちづくり支援班長」の下に「地方局再編班長」を加え、同項生活センターの目機関の欄中「生活センター」を「消費生活センター」に改め、同項健康増進センターの目職の欄中「次長」を削り、同項栽培漁業センターの目を削り、同表教育委員会の部事務局の項本庁の目同欄中「部長 課長」の下に「室長」を、「課長補佐」の下に「室長補佐」を加え、「主査(総務係に属するもののうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの並びに法令指導係及び教職員係に属するものに限る。)」を削り、同部教育機関の項図書館の目同欄中「総務課長」を「館長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年4月28日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
 同 壺 内 紘 光
 同 玉 井 実 雄
 同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
大 洲 警 察 署	平成18年1月16日
松 山 南 警 察 署	平成18年1月17日
八 幡 浜 警 察 署	平成18年1月23日
西 予 警 察 署	平成18年1月26日
今 治 警 察 署	平成18年2月7日
四 国 中 央 警 察 署	”
新 居 浜 警 察 署	平成18年2月15日